

ハンセン病問題についてのこれまでの動き

- 平成 8 年 4 月：「らい予防法の廃止に関する法律」施行
- 平成 13 年 5 月：ハンセン病国家賠償請求訴訟で国が敗訴（熊本地裁判決）
 - ・平成10年に「らい予防法」に基づく隔離政策に対して元患者らが提訴
 - ・内閣総理大臣談話発表
 - ・熊本地裁判決に控訴せず、新たな補償の立法措置や退所者給与金等の実現に努める旨を閣議決定
- 6 月：「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」（議員立法）が成立、施行
- 平成 14 年 4 月：ハンセン病療養所退所者給与金制度を開始（予算事業）
 - ・補償法にある「福祉増進のための措置」として省令で退所者給与金について規定し、予算事業として実施
- 平成 17 年 4 月：ハンセン病療養所非入所者給与金制度を開始（予算事業）
 - ・補償法にある「福祉増進のための措置」として省令で非入所者給与金について規定し、予算事業として実施
- 平成 20 年 6 月：「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（議員立法）が成立、施行
 - ・予算事業であった退所者給与金、非入所者給与金制度を法律上明確化
- 平成 26 年 11 月：「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」（議員立法）が成立（平成 27 年 10 月施行）
 - ・退所者給与金受給者の遺族への経済的支援制度の創設
- 令和元年 6 月：ハンセン病元患者の家族による国家賠償請求訴訟で国が敗訴（熊本地裁判決）
 - ・平成28年に「らい予防法」に基づく隔離政策に対して元患者の家族らが提訴
- 令和元年 7 月：内閣総理大臣談話発表
 - ・熊本地裁判決に控訴せず、新たな補償の措置や普及啓発活動の強化に取り組む旨を閣議決定
- 令和元年 11 月：「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」（議員立法）が成立、施行
 - 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」（議員立法）が成立、施行
 - ・名誉の回復等の対象に家族を追加

ハンセン病問題対策に関する主な施策

内閣総理大臣談話に基づき設置された「ハンセン病問題対策協議会」（座長：厚生労働副大臣）において、統一交渉団（元患者の代表及び弁護士）と検討を重ね、合意された事項に関する施策を実施している

1. 謝罪・名誉回復措置

- ・ハンセン病問題に関するシンポジウムの開催
- ・全国の中学校などにパンフレット「ハンセン病の向こう側」の配布
- ・国立ハンセン病資料館、重監房資料館の運営
- ・「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」式典
- ・国立ハンセン病資料館収蔵庫の増設

2. 社会復帰・社会生活支援

- ・国立ハンセン病療養所等を退所した方に対する給与金の支給（月額17.6万円～、支給対象者906人（令和4年4月1日現在））
- ・非入所者に対する給与金の支給（課税者：月額5.0万円（基準額）、非課税者：月額6.7万円、支給対象者76名（令和4年4月1日現在））
- ・ハンセン病療養所退所者給与金の受給者の遺族に対して、支援金を支給（月額12.8万円）、支給対象者113名（令和4年4月1日現在））
- ・沖縄県におけるハンセン病在宅患者等に対する外来診療の支援等
- ・ハンセン病元患者家族への相談支援等

3. 在園保障

- ・国立及び私立ハンセン病療養所において、入所者に対する必要な療養を実施

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」について

【概要】

ハンセン病患者であった方々などの福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在する問題の解決の促進に関し、基本理念等を定めるとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるもの。

(平成20年6月成立 平成21年4月施行 平成26年11月一部改正 ※議員立法)

【主な内容】

1. 国立ハンセン病療養所等の在園・生活水準の保障

- ・国立ハンセン病療養所等における療養の確保
- ・国立ハンセン病療養所への再入所・新規入所の保障
- ・国立ハンセン病療養所における生活の保障
 - ①意思に反する退所、転所の禁止
 - ②医療・介護体制の整備
 - ③地域開放

2. 社会復帰・社会生活支援

- ・国立ハンセン病療養所等を退所した方等に対する給与金・支援金の支給、相談・情報提供など

3. 名誉回復・死没者の追悼

- ・ハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発
- ・死没者の追悼など

※本法の施行に伴い「らい予防法の廃止に関する法律(平成8年法律第28号)」は廃止となった。

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律 概要

施行日：令和元年11月22日

1. 前文

- ・ 国の隔離政策により、元患者のみならず、元患者家族等も、偏見と差別の中で、元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等、長年多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、問題の重大性が認識されず、国会・政府において取組がなされてこなかった。
- ・ 国会・政府は、その悲惨な事実を深刻に受け止め、深くおわびするとともに、偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにする。
- ・ 国会・政府が責任をもってこの問題に対応していく立場にあることを深く自覚し、元患者家族がこれまでに被った精神的苦痛を感謝するとともに、元患者家族等の名誉の回復及び福祉の増進を図るため、この法律を制定。

2. 対象者（ハンセン病元患者家族）

平成8年3月31日まで（らい予防法が廃止されるまで）の間にハンセン病の発病歴のある者（元患者）と次の親族関係にあった者であって、施行日に生存しているもの

- ① 配偶者（事実婚を含む。）
- ② 1親等の血族
- ③ 1親等の姻族、事実婚配偶者の1親等の血族及び1親等の血族の事実婚配偶者であって、元患者と同居していたもの

- ④ 2親等の血族（兄弟姉妹に限る。）
- ⑤ 2親等の血族（兄弟姉妹を除く。）であって、元患者と同居していたもの
- ⑥ 2親等の姻族、事実婚配偶者の2親等の血族及び2親等の血族の事実婚配偶者であって、元患者と同居していたもの
- ⑦ 3親等の血族であって、元患者と同居していたもの

※ 元患者・対象者について、元患者の発病から平成8年3月31日までの間の本邦での居住歴が必要（戦前の台湾、朝鮮等も「本邦」と同様の扱い）。対象者は、その間に元患者と上記の親族関係を有していたことが必要。

3. 補償金の支給

（1） 補償金の支給

国は、第2①～⑦に列記された親族関係の類型毎に、次の額の補償金を支給。（非課税）

①～③：180万円

④～⑦：130万円

※ 対象者の家族の中に複数名の元患者がいる場合や同一事由について損害賠償等を受けた場合等は、補償金の支給について調整。

（2） 権利の認定

- ① 補償金受給権の認定は、請求に基づいて、厚生労働大臣が行う（請求期限は令和11年11月21日まで）。
- ② 厚生労働大臣は、対象者であることが明らかな場合を除き、認定審査会の審査を求め、厚生労働大臣は、その審査結果に基づき認定。

（3） 支給手続等についての周知、相談支援等の実施

4. 名誉の回復等

元患者家族等の名誉の回復・福祉の増進につき、国に努力義務を課す。

国立ハンセン資料館の概要

国立ハンセン病資料館

- 平成5年に、東京都東村山市の国立ハンセン病療養所多摩全生園の隣に、高松宮記念ハンセン病資料館が開館。（平成19年4月に国立ハンセン病資料館となった。）
- ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図ることを目的として、日本のハンセン病をめぐる歴史や療養所内での患者の過酷な生活等を展示。
- また、資料館では、元患者が来館者に直接自分の体験を語りかけるイベント等を実施。



重監房資料館

- 「重監房」とは、正式名称を「特別病室」といい、群馬県草津町にある国立療養所栗生楽泉園の敷地内にかつてあった、ハンセン病患者を対象とした懲罰用の建物である。
- 重監房資料館は、重監房（特別病室）を負の遺産として後世に伝え、ハンセン病を巡る差別と偏見の解消を目指す普及啓発の拠点として、平成26年4月30日に開館。展示室には、重監房の一部を実寸大で再現したスペースがあり、再現映像や証言や記録をパネルに展示している。



偏見・差別の解消に向けた普及啓発の取り組み

全国の中学生へ啓発用パンフレットを配布

- ハンセン病に対する偏見差別の解消に向け、啓発用パンフレット「ハンセン病の向こう側」は平成15年度から作成し、全国の中学生へ配布している。



ハンセン病問題から学べきこと

もし自分や家族が患者だったらどう思う？
ハンセン病に対する偏見や差別は、
私たちの内にある問題なのかもしれない。

**二度と同じ過ちを繰り返さないために
私たちはどうすればいいんだろう？**

ハンセン病に対して偏見を持ち、入所者や社会
排斥、その家族を差別しているのはどんな人た
ちだと思いますか。「らい予防法」による国の誤った
隔離政策が撤廃され、20年が経った今も、ハンセ
ン病に対する偏見や差別が残っていると多くの入
所者や社会排斥者が感じています。今の社会の
中にも、ハンセン病に関心する、人権や差別、障害の
有無や性別、差別などによる偏見や差別があるよ
うに、私たちの心の中に、自分とは違う一面を持

つ人を差別する気持ちが入り込んでくることがあ
ります。そうした偏見や差別を解決していくため
には、相手の人権を尊重する気持ちを持つことが
大切です。この授業をきっかけに、ハンセン病につ
いて正しい知識と理解を持つとともに、偏見や差
別をなくすにはどうすればいいのか、入所者が尊重
される社会を実現するにはどうすればいいのか、
そして自分たちに何ができるのかを考えてあ
ましよう。

**ハンセン病療養所
全国配置図**

(令和3年5月1日現在)
入所者数(1,400名) 1,004名
療養士数(1,300名) 1,007名
事業所数(1,300名) 3名

**人間回復の橋
(岡山県・高久長島大橋)**

高久と対岸の安閑を結ぶ高久長島大橋は、
1988年(昭和63年)に開通しました。開通する
必要のない証、人間回復の証として築き上げ、現
在は民間バスも乗り入れ、入所者も自由に島外
に出かけられるようになっています。

現在、日本には国立・私立をあわせて14カ所のハ
ンセン病療養所があります。設置当初は隔離が
目的であったため、その多くは交通の不便なと
ころにあります。

国立ハンセン病資料館の学芸員による出張講座

- 小中学校・高校・大学、自治体、教育委員会等を主な派遣先とし、出張講座を実施。

国立ハンセン病資料館 出張講座のご案内 (教育機関 関係者の皆様へ)

国立ハンセン病資料館では、ハンセン病患者・回復者とその家族に対する差別の解消を目指して、未来を担う子どもたちや学生のへの啓発活動に力を入れています。

1. 概要

ご要望に応じて講師を派遣しハンセン病問題に関する講演を行います。

【所要時間】1時間～2時間程度(ご相談に応じます)

【講演料】無料(交通費は応相談)

【内容】ハンセン病の医学的な説明、ハンセン病対策の歴史、ハンセン病療養所の現状、人権侵害や差別の実態、ハンセン病問題の教訓など

※オンライン、録画での実施も承っております



2. お申込方法

講演依頼書に必要事項を明記の上、FAXまたは郵送でお申込みください。講演依頼書はホームページからダウンロードできます。



【担当】国立ハンセン病資料館 事業部 社会啓発課 (大高・金・牛嶋)

〒189-0002 東京都東村山市青葉町4-1-13

Tel 042-396-2909 Fax 042-396-2981 <https://www.nhdm.jp/>